

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第十八号

##### 豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十五年広島県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「庶務係長」を削り、同表小学校の項及び中学校の項中「教頭」を「教頭 事務長」に改める。

#### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。